

平成20年度町県民税の申告、 平成19年分所得税の確定申告受付が始まります

申告受付期間は平成20年2月8日(金)から3月17日(月)(午前9時～午後4時)までです。期限間近になると大変混み合いますので、できるだけ早めに申告願います。

申告受付期間及び 申告受付会場

申告受付会場と指定日は次のとおりです。混雑分散のため対象地区を指定していますので、別途配布の申告案内書をご確認のうえ、できるだけ指定日に申告されますようお願いします。

★名足小学校(多目的室)
2月8日(金)～2月13日(水)
(土曜除く)

★戸倉公民館(2階会議室)
2月29日(金)～3月12日(水)
(土曜除く)

★歌津公民館(1階ホール)
3月13日(木)～3月17日(月)
(土・日・祝祭日を除く)

※入口は校舎裏の体育館側

★戸倉公民館(2階会議室)
2月21日(木)～2月25日(月)
(土曜除く)

★入谷公民館(2階大研修室)
2月26日(火)～2月28日(木)

★役場(大会議室)
2月29日(金)～3月12日(水)

★町総合体育館ベイサイドアリーナ(多目的ホール)
3月13日(木)～3月17日(月)

申告しなくてもよい人

昨年度から申告手続簡素化のため申告書は配布しておりません。次の場合は申告しなくとも結構ですが、未申告者との区分に必要です。お手数でも申告案内書の申告欄に必要事項を記載のうえ、町民税課(住民生活課)の窓口(または申告会場の受付)に提出してください。

★公的年金所得のみの人で、年金支給者から公的年金等支払報告書が提出されている人(ただし、源泉徴収税

額のある方で各種所得控除の追加により還付となる場合は申告してください。)

★給与所得のみの人で、勤務先から給与支払報告書が提出されている人(ただし、各種所得控除を受ける場合は申告してください。)

★所得税の確定申告書を提出された人(年末調整済の人や所得税の確定申告済の人でも、住民税の住宅ローン控除の適用を受ける場合は、町県民税住宅借入金等特別税額控除申告書を提出する必要があります。)

★申告が必要な人

平成20年1月1日(賦課期日)現在、町内に住所を有し、前年中(前年の1月1日～12月31日)に次の所得があった人は申告が必要になります。町県民税の申告受付の際に所

★給与所得者で次に該当する人

*勤務先から給与支払報告書が提出されていない人

*前年の中途中で退職し、再就職していない人

*平成19年に所得が減つて所得税が課されなくなる方は、平成20年7月1日から7月31日までの間に申告することによって、平成19年度分の住民税が減額されます。

*平成19年7月1日から7月31日までの間に申告することによって、平成19年度分の住民税が減額されます。

*給与所得以外に所得がある人(給与所得以外の所得が20万円以下で所得税の確定申告をする必要のない人も申告してください)。

*給与所得以外に所得がある人(給与所得以外の所得が20万円以下で所得税の確定申告をする必要のない人も申告してください)。

*給与所得以外に所得がある人(給与所得以外の所得が20万円以下で所得税の確定申告をする必要のない人も申告してください)。

*給与所得以外に所得がある人(給与所得以外の所得が20万円以下で所得税の確定申告をする必要のない人も申告してください)。

*給与所得以外に所得がある人(給与所得以外の所得が20万円以下で所得税の確定申告をする必要のない人も申告してください)。

*給与所得以外に所得がある人(給与所得以外の所得が20万円以下で所得税の確定申告をする必要のない人も申告してください)。

*障害者控除を受ける方へ

*障害者控除を受けた場合、障害者手帳を提示願います。

★申告に必要な書類

*配当割額及び株式等譲渡所に上場株式の配当所得のうち、発行済み株式総数の5パーセント以上を所有する人

*非上場株式の配当所得がある人

*所得の計算に必要な書類

*給与・年金所得者:源泉徴収票、給与明細書又は事業主の支払証明書等の原本

*その他の所得者:帳簿書類等(収入金額と必要経費の分かる書類等)

*給与所得者:帳簿書類等(収入金額と必要経費の分かる書類等)

*各種の所得控除を受ける場合は、それらの支払証明書や領収書等(生命保険料・地震保険料等の支払証明書、社会保険料、医療費の領収書)

*国民年金等の支払証明書を

申告受付会場と指定日は次のとおりです。混雑分散のため対象地区を指定していますので、別途配布の申告案内書をご確認のうえ、できるだけ指定日に申告されますようお願いします。

今年度から6会場に集約しますので、ご理解とご協力をお願いします。なお、待ち時間短縮に努め、今年度から6会場に集約しますので、ご理解とご協力をお願いします。

★名足小学校(多目的室)
2月8日(金)～2月13日(水)
(土曜除く)

★戸倉公民館(2階会議室)
2月29日(金)～3月12日(水)

★歌津公民館(1階ホール)
3月13日(木)～3月17日(月)

※入口は校舎裏の体育館側

★戸倉公民館(2階会議室)
2月21日(木)～2月25日(月)

★歌津公民館(1階ホール)
2月26日(火)～2月28日(木)

★役場(大会議室)
2月29日(金)～3月12日(水)

★町総合体育館ベイサイドアリーナ(多目的ホール)
3月13日(木)～3月17日(月)

申告しなくてもよい人

昨年度から申告手続簡素化のため申告書は配布しておりません。次の場合は申告しない場合です。

＊公的年金所得のみの人で、年金支給者から公的年金等支払報告書が提出されている人(ただし、源泉徴収税

額のある方で各種所得控除の追加により還付となる場合は申告してください。)

＊給与所得のみの人で、勤務先から給与支払報告書が提出されている人(ただし、各種所得控除を受ける場合は申告してください。)

＊所得税の確定申告書を提出された人(年末調整済の人や所得税の確定申告済の人でも、住民税の住宅ローン控除の適用を受ける場合は、町県民税住宅借入金等特別税額控除申告書を提出する必要があります。)

＊申告が必要な人

平成20年1月1日(賦課期日)現在、町内に住所を有し、前年中(前年の1月1日～12月31日)に次の所得があった人は申告が必要になります。町県民税の申告受付の際に所

得税の申告書も合わせて作成しますので、印鑑と申告に必要な書類を確認して持参してください。

＊當業等・農業、不動産、利子、配当、雑所得などの所得がある人

＊前年の中途中で退職し、再就職していない人

＊平成19年に所得が減つて所得税が課されなくなる方は、平成20年7月1日から7月31日までの間に申告することによって、平成19年度分の住民税が減額されます。

＊平成19年7月1日から7月31日までの間に申告することによって、平成19年度分の住民税が減額されます。

＊給与所得以外に所得がある人(給与所得以外の所得が20万円以下で所得税の確定申告をする必要のない人も申告してください)。

得税の申告書も合わせて作成しますので、印鑑と申告に必要な書類を確認して持参してください。

＊上場株式の配当所得のうち、発行済み株式総数の5パーセント以上を所有する人

＊非上場株式の配当所得がある人

＊その他の所得者:帳簿書類等(収入金額と必要経費の分かる書類等)

＊給与・年金所得者:源泉徴収票、給与明細書又は事業主の支払証明書等の原本

＊その他の所得者:帳簿書類等(収入金額と必要経費の分かる書類等)

＊給与所得者:帳簿書類等(収入金額と必要経費の分かる書類等)

＊給与所得者:帳簿書類等(収入金額と必要経費の分かる書類等)

＊給与所得者:帳簿書類等(収入金額と必要経費の分かる書類等)

＊給与所得者:帳簿書類等(収入金額と必要経費の分かる書類等)

＊給与所得者:帳簿書類等(収入金額と必要経費の分かる書類等)

＊給与所得者:帳簿書類等(収入金額と必要経費の分かる書類等)

＊給与所得者:帳簿書類等(収入金額と必要経費の分かる書類等)

＊給与所得者:帳簿書類等(収入金額と必要経費の分かる書類等)

＊給与所得者:帳簿書類等(収入金額と必要経費の分かる書類等)

＊給与所得者:帳簿書類等(収入金額と必要経費の分かる書類等)